

意見書

直接請求による本条例案は、目黒区が区民の平和と安全を保障する責務を明確にすることを目的として、区民の平和的生存権、平和維持のための予防措置、非核政策、無防備地区、平和行政の推進及び平和予算の計上について制定しようとするものです。その中心となる事項は、ジュネーヴ諸条約第一追加議定書第五十九条の規定を根拠として、戦闘員の撤退、兵器等の撤去、敵対行為や軍事活動への支援がないこと等の条件を満たし、敵対する紛争当事者による占領に対して開放される地域を、無防備地区として宣言することです。

この宣言は「紛争当事者の適当な当局」が行うこととされていますが、国の見解によりますと、「こうした宣言というものは、日本におきましては国において行われるべきものであり、地方公共団体が行うことはできない。」としています。また、「特定の都市が無防備地区の宣言をしたとしても、それは条約において想定されている宣言には当たらない。」との見解を示しています。

したがいまして、本区が無防備地区の宣言を行うよう求める本条例案は、普通地方公共団体はその権限に属する事務に関して条例を制定することができる旨定められている地方自治法第十四条第一項の規定に抵触することとなるため、条例制定に反対いたします。

なお、本区は、昭和六十年五月三日に「目黒区は平和憲法を擁護し、核兵器のない平和都市であることとを宣言する。」とした目黒区平和都市宣言を行い、また、平成十二年十月一日に「人権と平和を尊重する」ことを基本理念の一つとする目黒区基本構想を定め、各種の平和祈念事業等を実施し、区民生活の安全と

平和な社会の実現に向けて取り組んでまいりました。引き続きこれらに基づく施策を積極的に推進し、恒久平和の実現に向けて努力してまいります。

平成十九年一月二十四日

田 黒 区 長 青 木 英

